

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】日本の将来推計人口（令和5年推計）について	P1
【コラム】確定給付企業年金の資産管理運用契約に関する事項について.....	P7

日本の将来推計人口（令和5年推計）について

～総人口は50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口はおおよそ4割を占める。前回推計よりも出生率は低下するものの、平均寿命が延伸し、外国人の入国超過増により人口減少の進行はわずかに緩和～

1. はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は、2020（令和2）年国勢調査の確定数を出発点とする新たな全国将来人口推計の結果を「日本の将来推計人口（令和5年推計）」として2023（令和5）年4月26日に公表しました。上に掲げた文章は国立社会保障・人口問題研究所が結果のポイントとしてまとめたものです。今月号では、最新の推計結果と推計手法の概要について解説いたします。

2. 日本の将来推計人口の作成方法

(1) 推計手法

将来推計人口は、人口変動の3要因である「出生」「死亡」「国際人口移動」について仮定を設け、将来の日本全域の人口規模とその構造の推移を推計するもので、5年毎に実施される国勢調査に合わせ、5年毎に実施されており、今回で16回目となります。

なお、今回は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、通常スケジュールよりも1年遅れて取りまとめられています。

将来人口の推計は、**人口投影（population projection）**という考え方に基づき行われますが、これは、出生・死亡・人口移動などについて、一定の仮定を設定し、将来の人口がどのようになるかを推計したものです。

国などの公的機関が行う推計では、客観性・中立性を確保するため、出生・死亡・人口移動などの仮定値は、過去から現在に至る傾向・趨勢を将来に投影して設定します。

このように、将来人口の推計は、少子化等の人口動向について、観測された人口学的データの過去から現在に至る傾向・趨勢を将来に投影し、その帰結としての人口の姿を科学的に描いたものであり、未来を当てる予言・予測を目的としたものではありません。

<図表1> 日本の将来推計人口（令和5年推計）で実施した人口推計の方法

- 国際的に標準とされる人口学的手法（コーホート要因法）に基づき推計
- 直近の2020（令和2）年国勢調査の人口を基点とし、2021年から2070年の50年間について、各年10月1日時点の人口を推計
- 長期の投影に際しては、新型コロナウイルス感染拡大におけるデータを除外

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」を基に、りそな年金研究所作成。

推計の方法は図表 1 の通りですが、日本の全国推計のように詳細な人口統計が得られる場合には、コーホート要因法が最も信頼できる方法とされています。

この方法は、生まれた年が同じ人の集団毎に、出生、死亡、移動などの仮定を設定し、その集団ごとに将来人口を推計する方法となります。学校などの同学年全員の 5 年後、10 年後、20 年後など将来の動向をイメージする方法と考えると分かりやすいかも知れません。

(2) 仮定設定

推計における仮定は図表 2 の通りですが、将来の出生推移・死亡推移については、それぞれ中位、高位、低位の 3 仮定を設け、それらの組み合わせにより 9 通りの推計を行っています。（＝「基本推計」）

このほか参考推計として、「長期参考推計」（2071～2120 年）、「日本人人口参考推計」および出生、国際人口移動について機械的に条件を変えた「条件付推計」を行っています。

＜図表 2＞日本の将来推計人口（令和 5 年推計）における人口推計の仮定

【出生】

- 将来の出生率については、以下の通り 3 つの要素を勘案して計算

出生率 = ①結婚する女性の割合 × ②夫婦の平均子供数 × ③離死別・再婚の影響

（新型コロナウイルス感染拡大の影響を除外するため、初婚については 2019 年まで、出生については 2020 年までのデータを用いて長期の水準を投影により求める）

【死亡】

- 死亡率や平均寿命などが今後も緩やかに改善が続く前提で推計

【国際人口移動】

- 外国人の国際人口移動について、近年の入国超過数の平均値が今後も継続するものとして推計（新型コロナウイルス感染症の影響のある 2020 年を除き 2016 年～2019 年の平均値を設定）

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」を基に、リそな年金研究所作成。

(3) 前回の仮定との比較

人口変動の 3 要因である「出生」「死亡」「国際人口移動」の仮定について、前回（2017（平成 29）年）と今回を比較すると図表 3 のようになっています。

今回の将来投影には、新型コロナ以前のデータを使用していますが、合計特殊出生率は、新型コロナウイルス感染拡大以前から見られた低迷を反映し、前回推計の 1.44（2065 年）から 1.36（2070 年）に低下していますが、直近実績である 1.33（2020 年）から見るとやや改善する結果となっています。

平均寿命は、前回同様 50 年間で男女とも伸びる想定となっており、引き続き寿命伸長の傾向が継続することが伺える結果となっています。男女別で見ると、男性の伸びは 4.2 年から 4.31 年とわずかながら大きくなっており平均寿命は 85 年を超える結果となっています。女性の伸びは逆に 4.37 年から 4.22 年へわずかながら小さくなっています。

外国人の入国超過数は、新型コロナウイルス感染拡大以前の近年の水準上昇を反映し、前回の約 7 万人から今回は 16 万人超へと増加しています。なお、2041 年以降（前回の場合は 2036 年以降）は 2040 年の総人口に対する比率を固定して推計が行われています。

＜図表 3＞3 つの仮定の前回と今回の比較

	前回（2017 年）		今回（2023 年）	
	直近実績	推計	直近実績	推計
合計特殊出生率（中位） []内は日本人女性の出生率	2015 年 1.45 [1.43]	2065 年 1.44 [1.40]	2020 年 1.33 [1.31]	2070 年 1.36 [1.29]
平均寿命（中位） （単位 年）	2015 年 男 80.75 女 86.98	2065 年 男 84.95 女 91.35	2020 年 男 81.58 女 87.72	2070 年 男 85.89 女 91.94
外国人の入国超過数	2013～2015 年平均 年 6.4 万人	2035 年 年 6.9 万人	2016～2019 年平均 年 16.4 万人	2040 年 年 16.4 万人

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」および「同（平成 29 年推計）」を基に、リそな年金研究所作成。

3. 推計結果の概要

(1) 2020年国勢調査

今回の推計の出発点である 2020（令和 2）年国勢調査による主な数値は次の通りとなっています。

＜図表 4＞日本の総人口等(2020 年実績)

- 総人口 1 億 2,615 万人
 - 0～14 歳 1,503 万人
 - 15～64 歳 7,509 万人
 - 65 歳以上 3,603 万人（高齢化率 28.6%）
- 総人口出生数 86 万件（日本人出生数 84 万件）
- 総人口死亡数 138 万件（日本人死亡数 137 万件）

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」を基に、りそな年金研究所作成。

国勢調査が開始された 1920 年以降で見ると、日本の人口は 2 度にわたるベビーブーム等により増加を続けていましたが、2010 年～2015 年で初めて減少となり 2015 年～2020 年も引き続き減少しています。

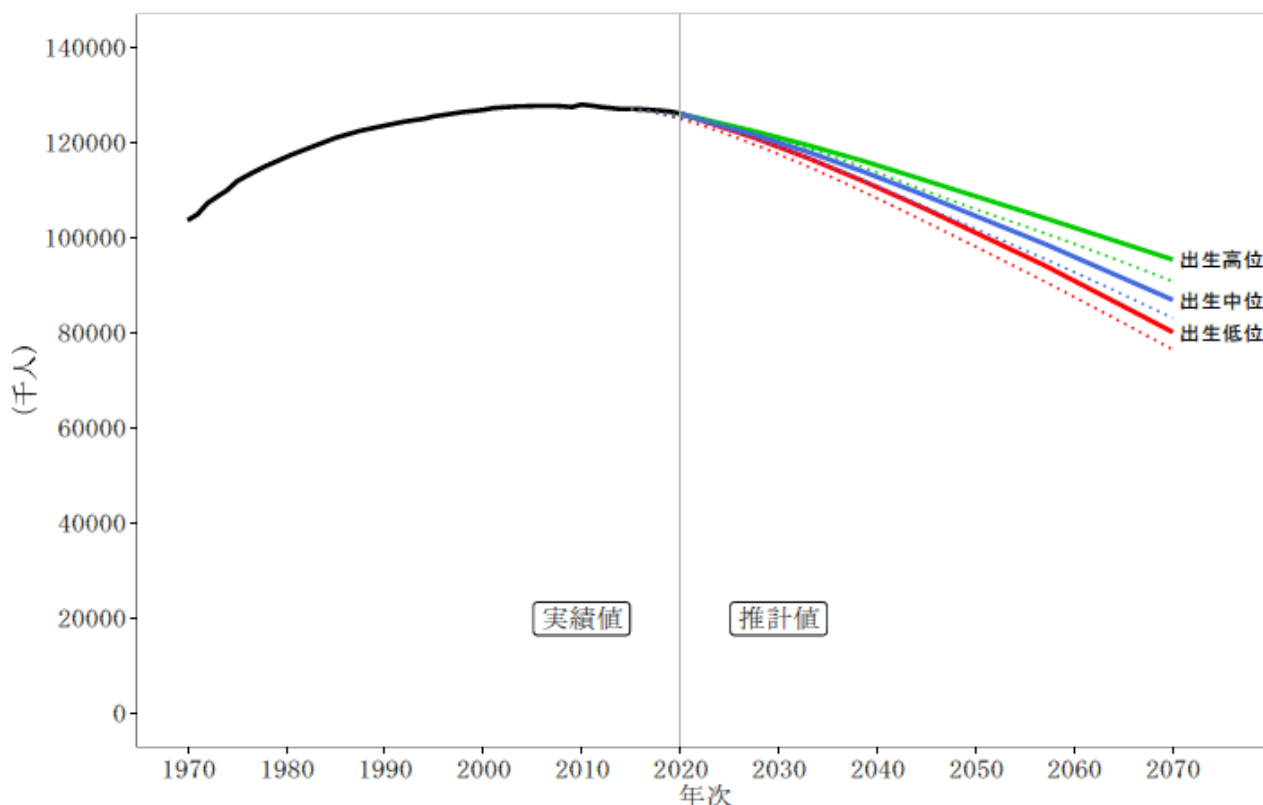
2020 年国勢調査における国際比較によると、日本の人口は世界で 11 番目となっていますが 2015 年～2020 年の人口増減率を見ると、人口上位 20 か国の中で減少しているのは日本のみとなっています。

また、65 歳以上人口の割合は、日本は 28.6%となっており、イタリア（23.3%）、ドイツ（21.7%）よりも高く、世界で最も高い水準となっています。

(2) 総人口の推移

総人口の推移は図表 5 の通りです。日本の総人口は 2010 年から減少傾向に転じており、推計結果に基づけば長期の人口減少過程に入るものとなっていますが、出生仮定の中位、高位、低位のいずれも前回推計よりも人口減少の速度はわずかに緩む推計となっています。これは国際人口移動において外国人の入国超過数が前回よりも増加した影響が大きいと考えられます。

＜図表 5＞総人口の推移 — 出生中位・高位・低位(死亡中位)推計 —



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

（注）実線は今回推計、破線は前回推計

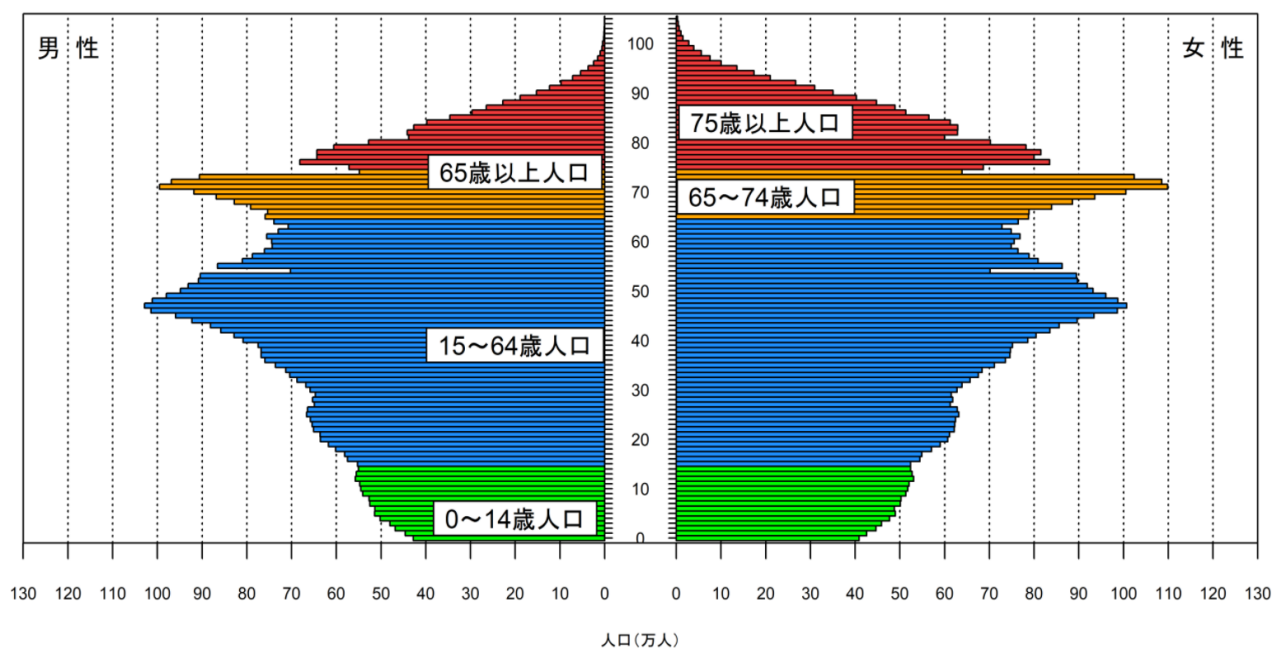
2020 年で 1 億 2,615 万人となっている総人口は、2070 年には 8,700 万人（出生中位）と現在の約 7 割に減少すると推計されています。また、出生低位の場合は 8,024 万人と 2020 年の 3 分の 2 を下回るものとなっており、出生高位の場合でも 9,549 万人と 1 億人を下回る推計結果が示されました。（死亡仮定はいずれも中位）

(3)人口ピラミッドの変化

2020 年時点での人口ピラミッドは図表 6 の通りですが、男女ともに第 1 次、第 2 次ベビーブームの年代である 70 歳代前半、40 歳代後半が突出しているのが見て取れます。また、40 歳代以下については年齢が下がるに従って人口も少なくなっており、近年の少子化の影響が表れていると言えます。

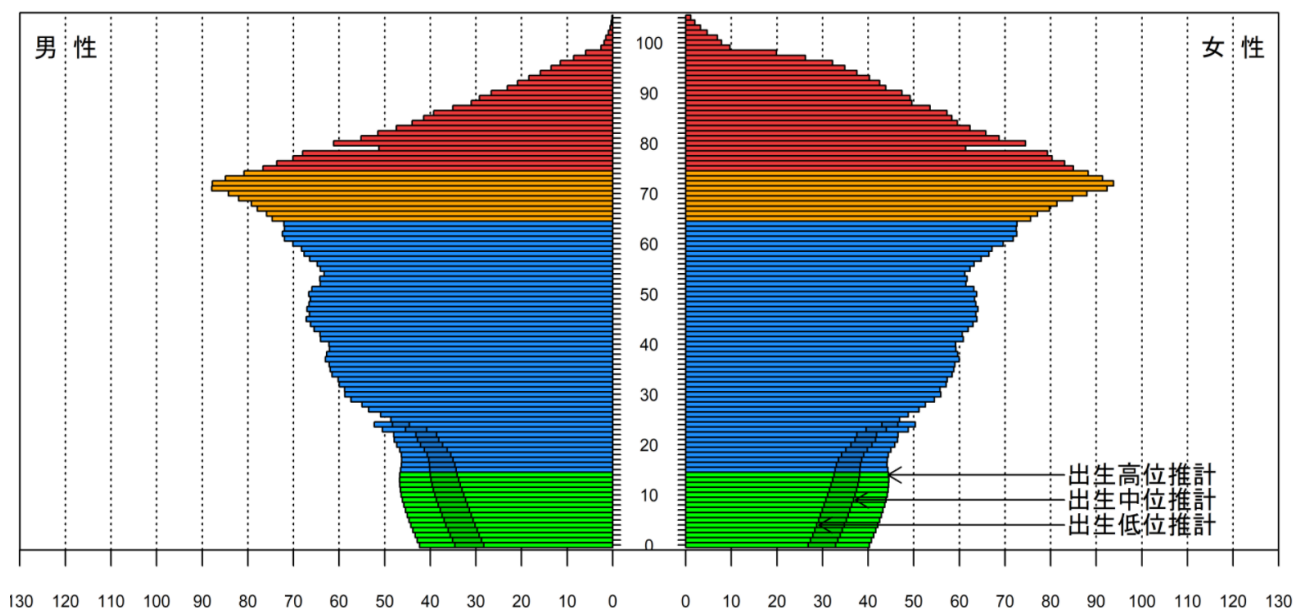
なお 50 歳代半ばで 1 か所だけ人口が少なくなっているのは「ひのえうま」年によるものです。

＜図表 6＞人口ピラミッド(2020 年)



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」

＜図表 7＞人口ピラミッド(2045 年) — 出生中位・高位・低位(死亡中位)推計 —

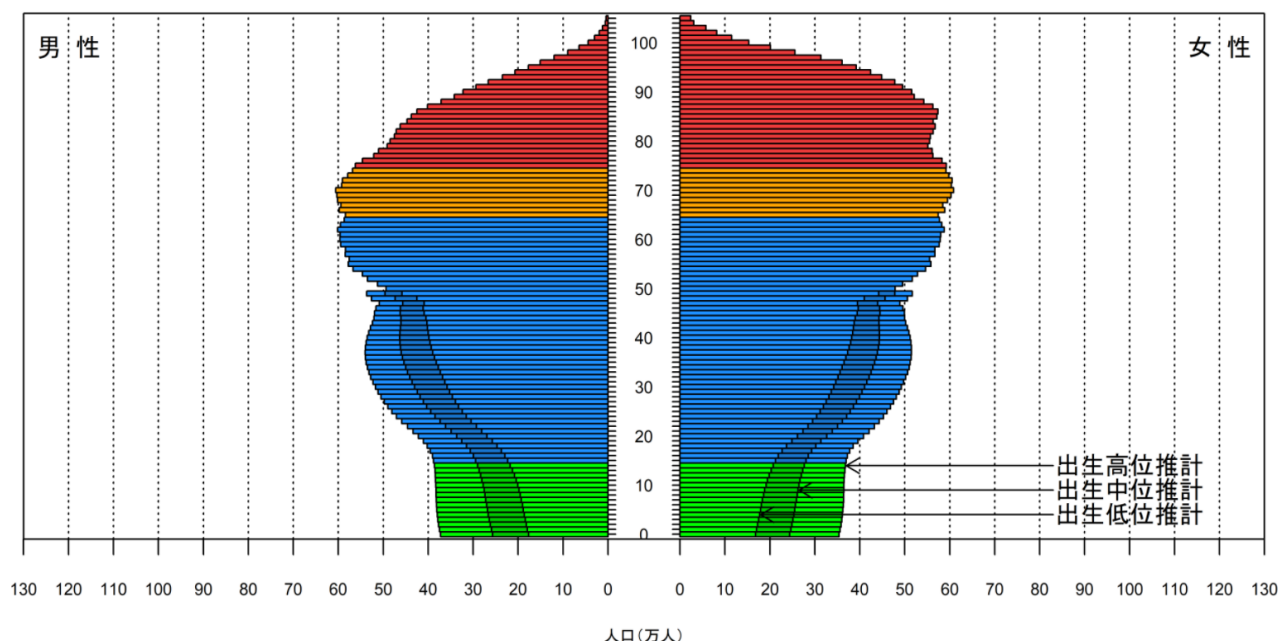


（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」

図表 7 は、推計期間のちょうど中間の 2045 年（起点から 25 年後）のものですが、2 つあった突出部分は一つになっています。

年齢 3 区分別に 2020 年からの変化を見てみると、第 2 次ベビーブーム世代が 25 年後には第 1 次ベビーブーム世代の位置にシフトすることから 65 歳以上の形はあまり変わっていないように見えるのに対して、15～64 歳は突出部分がなくなり全体的にややスリムになっていることが分かります。

＜図表 8＞人口ピラミッド(2070 年) —出生中位・高位・低位(死亡中位)推計—



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

図表 8 は 2070 年の人口ピラミッドです。突出部分は見られなくなりますが、75 歳以上人口（赤色部分）の形状を見ると男性は概ね三角形と言えるのに対して女性はやや長方形に近づいてきているようにも見えます。これは高齢人口（特に 80 歳代、90 歳代）が増えることを示しており、平均寿命が延長していくことを表しているとも言えます。

総人口に占める 65 歳以上人口割合（高齢化率）は、2020 年の 28.6% から 2070 年には出生中位の場合で 38.7% に上昇しています。

(4) 推計結果の前回との比較

図表 9 は前回と今回の推計結果（2070 年。前は長期参考推計結果の数値）を比較したのですが、0～14 歳人口は前回推計よりも減少する想定となっているものの、それ以外の部分は前回は上回る数値となっており、人口減少の速度がわずかに緩む想定となっています。

＜図表 9＞推計結果の前回と今回の比較(出生中位・死亡中位)

	前回 (2017 年)		今回 (2023 年)	
	直近実績 2015 年	長期参考推計結果 2070 年	直近実績 2020 年	推計結果 2070 年
①総人口	1 億 2,709 万人	8,323 万人	1 億 2,615 万人	8,700 万人
②65 歳以上人口 65 歳以上人口割合 (②÷①)	3,387 万人 26.6%	3,188 万人 38.3%	3,603 万人 28.6%	3,367 万人 38.7%
③15～64 歳人口	7,728 万人	4,281 万人	7,509 万人	4,535 万人
④0～14 歳人口	1,595 万人	853 万人	1,503 万人	797 万人

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」および「同(平成 29 年推計)」を基に、りそな年金研究所作成。

以下は、推計結果に基づく事象を年表形式にまとめたものです。

＜図表 10＞将来人口年表(出生中位・死亡中位推計)

年次 (カッコ内は前回)	推計結果に基づく事象	分類	傾向
2022 (2033)	日本における出生が 80 万件を下回る	出生	↘
2024 (2023)	100 歳以上人口が 10 万人を超える	人口 (高齢)	↗
2027 (2025)	65 歳以上人口割合 (高齢化率) が 30%を超える	人口 (高齢)	↗
2031 (2030)	日本における死亡が 160 万件を超える	死亡	↗
2031 (2030)	総人口の平均年齢が 50 歳を超える	人口	↗
2032 (2029)	15～64 歳人口が 7,000 万人を下回る	人口	↘
2033 (2040)	0～14 歳人口が 1,200 万人を下回る	人口 (若齢)	↘
2035 (2032)	18 歳人口が 100 万人を下回る	人口 (若齢)	↘
2038 (2043)	日本における日本人の出生が 70 万件を下回る	出生	↘
2040 (2039)	日本における死亡が 167 万件でピークを迎える	死亡	ピーク
2043 (2042)	65 歳以上人口が 3,953 万人でピークを迎える	人口 (高齢)	ピーク
2043 (2046)	日本における出生が 70 万件を下回る	出生	↘
2044 (2042)	総人口が 1 億 1,000 万人を下回る	人口	↘
2044 (2052)	18 歳人口が 80 万人を下回る	人口 (若齢)	↘
2056 (2053)	総人口が 1 億人を下回る	人口	↘
2067 (2063)	総人口が 9,000 万人を下回る	人口	↘
2067 (2063)	100 歳以上人口が 50 万人に達し出生数を上回る	人口 (高齢)	↗

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」を基に、りそな年金研究所作成。

4. まとめ

将来推計人口は厚生年金および国民年金で5年毎に行われる財政検証における被保険者数の推計にも用いられており、今回の「日本の将来推計人口(令和5年推計)」は、2024年財政検証で使用されることになると思われますが、今後の公的年金の改正議論に一定の影響を与えるものと考えられます。

公的年金の財政は、単に年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)の比率に影響されるのではなく非就業者と就業者の割合が重要であり、その意味では上記のような変化に加えて高齢者や女性の就業率の上昇が重要な要素になると言えます。

高齢期の就労環境の変化も含め高齢化が進展した場合の状況を踏まえて、様々な老後の備え方を選択出来るようにしていくことが望まれるのではないのでしょうか。

＜ご参考資料＞

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp

社会保障審議会人口部会(厚生労働省Webサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126704.html

(信託年金営業部 主席数理役 富樫 典弘)

確定給付企業年金の資産管理運用契約に関する事項について

今回のコラムのテーマは、「確定給付企業年金（DB）の資産管理運用契約」に関する、信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：当社が総幹事であるC企業年金基金が第2口座を開設されたことに伴い、第2契約締結に関する契約書類を基金に持参し調印を依頼しました。基金と締結する書類のうち年金信託契約書に関しては、基金と当社が調印する書類となっています。最近、規約型DBを実施しているD株式会社が同様の対応をされたときは、会社に加え、信託管理人のEさんの調印も必要でした。基金型の先と規約型の先で対応が異なるのはなぜでしょうか。

B課長：そのあたりは、DBの法令上で定まっているよ。法令の内容を確認してみようか。表1を見てください。DB法第65条は規約型、第66条は基金型が対象となるのですが、それぞれの条文で、信託会社・生命保険会社・農業協同組合連合会のいずれかとの間で積立金の管理及び運用に関する契約の締結が必要であることが記載されているね。年金信託契約書は、第2契約も含めて、この第65条第1項の第1号に該当する契約だよ。第66条第1項で前条第1項が引用されているので、基金型も規約型も法令上の根拠は同じということも分かるね。

【表1】確定給付企業年金法(DB法)抜粋

（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）

第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

- 一 信託会社（略）又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約
- 二 生命保険会社（略）を相手方とする生命保険の契約
- 三 農業協同組合連合会（略）を相手方とする生命共済の契約

2～5 （略）

（基金の積立金の運用に関する契約）

第六十六条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関して、前条第一項各号のいずれかに掲げる契約又は投資一任契約を締結しなければならない。

2～5 （略）

Aさん：DB法の中に、資産管理運用契約の締結が必要なが記載されているんですね。

B課長：そうだね。さらに、DB法施行令には以下の記載があるよ。DB法施行令第38条は規約型、第40条は基金型が対象だよ。受益者が違っているね。

【表2】確定給付企業年金法施行令(DB法施行令)抜粋

（事業主が締結する信託、生命保険及び生命共済の契約）

第三十八条 法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 当該契約の内容がイからニまでに該当する信託の契約
 - イ 給付に要する費用に充てることをその目的とする信託（運用方法を特定するものを除く。）であって、受給権者を受益者とするものであること。

（以下 略）

（基金が締結する信託の契約）

第四十条 法第六十六条第一項の規定による信託の契約は、その内容が次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 給付に要する費用に充てることをその目的とする信託（運用方法を特定するものを除く。）であって、基金が自己を受益者とするものであること。

（以下 略）

- Aさん：規約型の受益者は「受給権者」であって、基金の受益者は「基金」となっていますね。
- B課長：規約型の場合、信託契約における委託者が「事業主」であり、受益者が「受給権者」なので、委託者と受益者が異なり、「他益信託」になるね。
- Aさん：基金型の場合は、委託者が「基金」であり、受益者も「基金」ですね。
- B課長：そうだね。基金型は委託者と受益者が同じなので、「自益信託」になるね。規約型に関しては他益信託なので、受益者である受給権者を保護するために信託管理人を置く必要があり、契約書の内容に同意していただく必要があるよ。なお、信託管理人は、正確には、受益者が現に存在しない場合に受益者の権利を行使する権限を有する者であって、受益者が現に存在する場合は受益者代理人になるよ。
- Aさん：基金型は自益信託なので信託管理人を置く必要がないのですね。このため年金信託契約書は基金と当社の2者間で締結するのですね。
- B課長：その通りだよ。なお、DB法施行規則では、信託の契約において定める事項として、規約型に関しては、信託管理人（受益者代理人）の氏名を定める記載があるよ。ほか、契約書に記載すべき事項として「事業主（基金）は規約で定める日までに信託金を払い込むこと」「信託会社は貸借対照表・損益計算書を事業年度終了後3か月以内に事業主（基金）に報告すること」といった記載があるよ。契約書の内容も確認しておいてね。

【表3】確定給付企業年金法施行規則(DB法施行規則)抜粋

（事業主が信託の契約において定めるべき事項）

第六十八条 令第三十八条第一項第一号二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業主が、法第五十五条第一項の掛金を法第五十六条第一項の規定による規約で定める日までに信託金として払い込むものであること。
- 二 信託会社（法第六十五条第一項第一号に規定する信託会社をいう。以下同じ。）又は信託業務を営む金融機関が当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る信託財産についての貸借対照表及び損益計算書を当該事業年度終了後三月以内に事業主に提出するものであること。
- 三 信託法（平成十八年法律百八号）第二百二十三条第一項の規定により信託管理人となるべき者及び同法第百三十八条第一項の規定により受益者代理人となるべき者（同法第百三十一条第一項の規定により信託監督人となるべき者を指定する場合においては、その者及び受益者代理人となるべき者）の氏名又は名称

なお、資産管理運用契約に関する事項は、規約に記載しないといけない項目になっているよ。受益者に関する記載もされているので、規約の条文の内容の確認も必要だよ。

Aさん：ありがとうございます。規約型と基金型で契約当事者が異なることが理解できました。契約内容を理解した上で、お客様に正しい契約内容を説明し理解いただくよう努力します。

B課長：期待していますよ。

（信託年金営業部 インサイドビジネス室 長嶋 厚志）

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク（こちら→ <https://resona-nenkin.secure.force.com/>）の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。

ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1750 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2023(令和5)年7月号 No.663

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>